

災害時における物資の供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、災害発生時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、柏崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）飲料水
- （2）乙が取り扱う商品
- （3）乙の設置した災害対応型自動販売機の機内在庫製品

（設置）

第3条 乙は、防災活動協力に係る自動販売機の設置に当たっては、甲の指定する場所へ設置するものとする。この場合においては、転倒防止に十分留意するものとする。

（備蓄）

第4条 乙は、第3条の規定により自動販売機を設置したときは、第2条に定める自動販売機内の機内在庫製品を提供するほか、流通備蓄する飲料水等の商品を可能な範囲内で、甲に提供する。

- 2 前項に規定する流通備蓄品は、甲の指定した場所へ納品し、甲が保管するものとする。備蓄の数量は甲乙協議の上、決定する。
- 3 備蓄品の賞味期限については、乙が管理し、賞味期限前に該当数量を速やかに補充するものとする。

（要請の方法）

第5条 第1条の規定による要請は、災害時物資発注書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、速やかに発注書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲乙協議して決定するものとし、甲は、甲が指定する者に物資の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

- 2 甲は、乙から物資の引渡し後、速やかに災害時物資確認通知書（別記第2号様式）により乙に通知するものとする。
- 3 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(費用)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、物資の対価については、甲の要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、実費とする。

(費用の支払)

第8条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 第2条第3号の自動販売機内の機内在庫製品は、無料とする。

(情報の共有)

第9条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成26年6月30日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市

柏崎市長

会 田



東京都渋谷区本町3丁目47番10号

乙 株式会社伊藤園

総務部長

川 本

